

## 第2回 青森県高病原性鳥インフルエンザの発生に係る 危機対策本部会議

日時：令和8年5月1日（金）

11:30～

場所：県庁南棟2階 第三応接室

### 次 第

- 1 開会
- 2 報告事項
  - (1) 高病原性鳥インフルエンザへの対応について
  - (2) その他
- 3 本部長指示事項等
- 4 閉会

# 高病原性鳥インフルエンザの概要

令和8年4月22日(水)、東北町の家きん飼養農場での高病原性鳥インフルエンザが発生  
概要は次のとおり

## 1 発生農場の概要

- (1) 所在地：上北郡東北町
- (2) 飼養羽数：採卵鶏 23万6,485羽
- (3) 飼養形態：ケージ飼い、8鶏舎（開放システム鶏舎）

## 2 経緯

- (1) 農場から県への通報
  - ・日時：4月21日(火) 11時20分
  - ・内容：4月16日(木)から死亡家きんが増加（平均11羽→45羽）
- (2) 農場への立入検査、簡易検査
  - ・中央家畜保健衛生所が立ち入りし、A型インフルエンザウイルス簡易検査を実施
  - ・同日14時50分、10羽中10羽で陽性を確認
- (3) 確定検査
  - ・4月22日(水) 10時 中央家畜保健衛生所での確定検査（遺伝子検査）の結果、10羽中10羽で陽性を確認
  - ・同日 12時 農林水産省が高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜と判定
- (4) 遺伝子検査
  - ・4月28日(火) 17時 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究部門における検査の結果、高病原性鳥インフルエンザ「H5N1亜型」の患畜と判定

# 高病原性鳥インフルエンザの概要

## 3 まん延防止のための措置

### (1) 移動・搬出制限

区分	飼養規模	対応
移動制限区域 (半径3km以内)	対象農場なし	—
搬出制限区域 (半径3～10km以内)	2農場(計約12万羽)	・ 毎日の鶏の死亡羽数、異常の有無等確認
同一事業者が経営する 農場の移動制限	2農場(計約6万羽)	・ 簡易検査等の実施 ・ 毎日の鶏の死亡羽数、異常の有無等確認

### (2) 消毒ポイント

- ・ 畜産関係車両を対象に、現地(発生農場入り口)及び制限区域に2か所設置

# 発生農場における防疫措置の概要

## 1 発生農場の防疫措置

4月22日～5月1日の10日間で完了（当初予定11日間）

### (1) 殺処分

殺処分羽数：23万6,485羽

### (2) 埋却

対象：処分鶏、鶏卵、飼料、鶏糞、堆肥等

埋却数：フレコンバック1,464袋

### (3) 清掃・消毒

対象：鶏舎、敷地内

以上を実施し、国と協議の上、

発生農場の防疫措置を令和8年5月1日（金）10時に完了

## 2 同一事業者が経営する農場の移動制限解除

5月7日（木）簡易検査を再度実施し、陰性の場合、  
移動制限解除

## 3 制限区域解除

### (1) 搬出制限区域

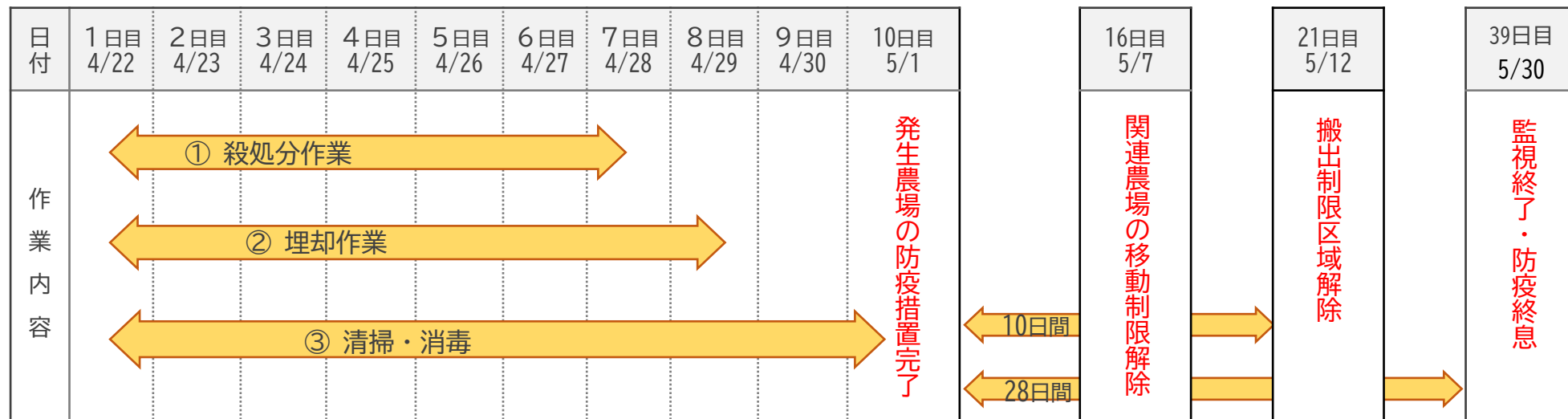
毎日、農場から鶏の飼養状況の報告を求めるほか、  
5月12日（火）に家畜防疫員による臨床検査を実施し、異常等がなければ解除

### (2) 消毒ポイントの終了

現地：発生農場の防疫措置完了と同時に終了  
旧有戸小学校周辺：5月12日（火）  
日本中央の碑公園駐車場：5月23日（土）

### (3) 監視終了・防疫終息

搬出制限区域解除後、毎日、農場から鶏の飼養状況の報告を継続して求めるほか、5月30日（土）に家畜防疫員による臨床検査を実施し、異常等がなければ解除



# 防疫作業に係る人員の動員・派遣状況

## 1 殺処分、清掃・消毒など 延べ2,245人

- (1) 県、県産業技術センター 延べ896人
  - ・ 4月22日（水）から27日（月）まで1日4交代制で作業に従事
- (2) 他県獣医師（1都1府10県） 延べ25人
  - ・ 4月23日（水）から27日（月）まで1日3交代制で作業に従事
- (3) 民間事業者 延べ1,324人
  - ・ 4月23日（水）から29日（水）まで1日4交代制で作業に従事

## 2 埋却 延べ459人

- (1) 県 延べ86人
- (2) 上北農村整備建設協会 延べ373人
  - ・ 10者が1日2交代制で作業

## 3 その他（集合施設、消毒ポイント運営等） 延べ1,469人

- (1) 県 延べ1,029人
- (2) 上北管内市町村（2市6町1村） 延べ254人
- (3) 中核市保健所（青森市及び八戸市） 延べ46人
- (4) 民間事業者 延べ140人



作業区分	延べ人数
<b>殺処分、清掃・消毒など</b>  県 853人 県産業技術センター 43人 他県獣医師 25人 民間事業者 1,324人	2,245人
<b>埋却</b>  県 86人 上北農村整備建設協会 373人	459人
<b>その他</b> ・ 集合施設運営 県、東北町、十和田市、三沢市、野辺地町、七戸町、六戸町、横浜町、六ヶ所村、おいらせ町、青森市保健所、八戸市保健所  ・ 消毒ポイント運営 県、民間事業者  ・ 現場事務所運営等 県、上北管内市町村	1,469人
合 計	4,173人

## 発生農場等への支援

### ■ 家畜伝染病予防法による手当金・交付金

#### (1) 殺処分家きん等に対する手当金及び特別手当金※

【手当金】	・ 患畜（検査した鶏）	評価額の1/3
	・ 疑似患畜（殺処分した鶏）	評価額の4/5
	・ 汚染物品として処分した卵・飼料	評価額の4/5
【特別手当金】	・ 患畜（検査した鶏）	評価額の2/3
	・ 疑似患畜（殺処分した鶏）	評価額の1/5

※原則、処分家きん評価額の全額を補償（早期通報や飼養衛生管理の状況により減額される場合もあり）

#### (2) 周辺生産者への支援措置

移動及び搬出制限生産者を対象に、売上減少又は飼料費、輸送費等増加額を国(1/2)と県(1/2)で全額交付

## 安全性のPR

### ■ 県民への情報提供

県民の不安を払拭するため、引き続き、SNSやホームページによる情報発信、相談窓口対応を実施

# 野鳥監視重点区域における野鳥調査の概要

## 1 野鳥監視重点区域の指定

- ・ 4月22日（水）、環境省が発生農場の周囲半径10キロメートル圏内を野鳥監視重点区域に指定

## 2 野鳥監視重点区域内における調査結果

### (1) 令和8年4月22日（水）（緊急調査）

- ・ 野鳥監視重点区域内（野辺地町、七戸町、東北町のそれぞれ一部）の湖沼や河川など10か所を調査
- ・ 双眼鏡等を使用した目視による調査を実施
- ・ 死亡野鳥や異常行動を示す野鳥は確認されなかった。

### (2) 令和8年4月30日（木）

- ・ 調査箇所及び調査方法については、緊急調査と同様
- ・ 死亡野鳥や異常行動を示す野鳥は確認されなかった。

## 3 今後の対応

- ・ 野鳥監視重点区域は、家きんの防疫措置完了の翌日を1日目とし、28日目の24時に指定解除となる。  
（本日5月1日（金）に防疫措置完了となったことから、5月29日（金）24時に指定解除見込み）
- ・ 野鳥重点監視区域の指定が解除されるまで、週1回を目安に調査を継続。

## 4 県民への注意喚起

- ・ 報道機関や県ホームページを通じて、調査結果や野鳥との接し方について情報発信を行う。
- ・ 県公式LINEを通じて、野鳥との接し方について周知予定

## 青森県高病原性鳥インフルエンザの発生に係る危機対策本部会議

### 【本部長指示事項】

ただ今、農林水産部長から説明がありましたとおり、本日の10時をもって、発生農場における防疫措置を完了させることができました。

作業に従事してくれた職員の皆さんを、心から慰労するとともに、全庁を挙げて対応してくれたことに感謝します。

また、この度の防疫措置に当たっては、上北農村整備建設協会には、昼夜を徹して埋却作業を実施していただいたほか、東北町を始めとする上北管内の市町村には、集合施設の運営や健康調査のための保健師の増員にお力添えをいただきました。

これに加え、保健師等の動員に関しては、中核市である青森市と八戸市にも御協力いただいたところです。

さらには、今回初めて、民間事業者の方々にも防疫・運営作業に当たっていただきました。

御協力を賜りました全ての関係者に、改めて心から感謝と御礼を申し上げます。

今後は、発生地域の清浄化とともに、本病への備えに万全を期すため、以下の4点について、的確に対応するよう指示します。

- 1 県内で家きんを飼養する全ての農場に対し、改めて、発生防止対策を徹底させ、特に、消石灰等の散布により継続的に農場内の消毒を行うよう指導すること。
- 2 国と連携して原因究明を進め、得られた知見を家きん飼養者をはじめ関係者と共有し、今後の対策に生かすこと。
- 3 今後の大規模発生や複数農場での同時発生に備え、市町村や関係団体等と連携した防疫態勢の強化を図ること。
- 4 対応に当たった職員の心身のケアに配慮すること。

以上、対応に万全を期してください。

## 青森県高病原性鳥インフルエンザの発生に係る危機対策本部会議

### 【知事メッセージ】

本日の10時をもって、東北町に所在する発生農場の防疫措置を完了させることができました。

今後は、発生農場の定期的な消毒や、制限区域や関連する農場の検査等を進めるとともに、引き続き、発生防止に万全を尽くして参ります。

発生農場の採卵鶏<sup>さいらんけい</sup>及び鶏卵<sup>けいらん</sup>は全て埋却処分しており、感染のおそれのあるものが市場に流通することはありません。

なお、我が国では、これまで鶏卵<sup>けいらん</sup>及び鶏肉<sup>とりにく</sup>を食べたことにより、鳥インフルエンザが感染した事例は報告されていませんので、県民の皆様には、これまで通り、青森県産の鶏卵<sup>けいらん</sup>、鶏肉<sup>とりにく</sup>の御愛用を何卒お願いいたします。

また、家きん飼養者の皆様におかれましては、引き続き、飼養衛生管理を徹底していただき、特に、消石灰等を継続的に散布するなど、農場内の消毒に万全を期してください。

さらに、早期発見・早期通報を徹底していただくよう、強くお願い申し上げます。